

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年7月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第2100149号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第2100029号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月10日の標準賞与額を36万7,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和54年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成27年12月10日

A社に勤務し、産前産後休業期間中である平成27年12月10日に支給された請求期間の賞与について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支給明細書 2015年12月分（支給日 2015年12月10日）」（以下「賞与支給明細書」という）によると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成27年*月*日から平成28年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、事業主が、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年11月11日（受付）に日本年金機構に提出したため、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録となっているところ、事業主から産前産後休業中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、同法第81条の2の2の規定によりその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収が行われないことから、請求期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賞与支給明細書において確

認できる賞与額から、36万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100055 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2100014 号

第1 結論

昭和 60 年 * 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 * 月から昭和 63 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 60 年 * 月頃に、父母のどちらかが私の国民年金の加入手続を行い、父母自身の国民年金保険料と一緒に私の請求期間に係る保険料を納付してくれた。昭和 61 年 4 月に就職してからは母に給料から年金代と食費等を合わせて毎月渡して保険料を納付してもらっていた。しかしながら、請求期間の国民年金の納付記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父母のどちらかが昭和 60 年 * 月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時は、初めて国民年金の加入手続を行い、被保険者となった者については、住民登録をしている市町村において国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が新規に払い出され、年金手帳が交付されることとなるところ、社会保険オンラインシステムにより、氏名検索を行ったものの、請求期間当時、請求期間の国民年金保険料を納付する前提となる手帳記号番号が請求者に対して払い出された形跡はない。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金の被保険者資格記録については、請求者が平成 14 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い同年 5 月 10 日に請求期間を国民年金の被保険者期間とする処理が記録されていることから、請求期間当時、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

さらに、請求期間における請求者の住民登録地又は請求者が居住していたとする A 市、B 市及び C 市は、請求者の国民年金の記録に関する資料は保管していない旨回答している。

加えて、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父

母との間で年金手帳の受け渡しがあったかについても記憶にない旨陳述しており、加入手続及び請求期間に係る保険料を納付したとする請求者の父母は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する状況について確認することができない。

なお、請求者から提出された年金手帳に記載されている基礎年金番号は、昭和 63 年 4 月 1 日に請求者が厚生年金保険に初めて加入した時に社会保険事務所（当時）から払い出された厚生年金保険に係る記号番号を基に平成 9 年 1 月 1 日に付番された番号であり、請求期間当時に当該番号では国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。